

部門所属委員会・分科会・研究会

前渡金ご使用にあたっての注意事項

1. 前渡金は原則としてその期中に使用する予定の金額をご請求いただいております。万一残金が生じた場合は繰り越すことができますが、繰越金が次の受入額より多くなった場合は、それらの金額が精算されるまでその後の前渡金は交付されませんのでご注意ください。
2. 前渡金は下記項目に沿ってご使用願います。使途項目には講演料など源泉徴収の対象になる謝礼は含まれておりませんのでご注意ください。
(1) 会場費 (2) アルバイト手当 (3) 飲食費 (4) 旅費交通費
(5) 通信運搬費 (6) 印刷製本費 (7) 消耗品費
3. 各支出とも領収書（支払い先発行）が必要となりますので、決算時に収支決算書（前渡金使途明細）に添付の上、会計報告を願います。領収書の宛名は「日本機械学会」として下さい。
*会計報告提出日 2月末日
(本会の会計年度が2月で終わりますので、上記締切日を遵守願います)
*領収書は発行先印、担当者印（サイン）のあるものを正式とします。
4. アルバイト手当は下記の通りです。
*時間給は原則として各勤務地の最低賃金時間額を 100 円単位で切り上げた金額とします。
例) 最低賃金時間額 960 円の場合、時給 1,000 円
最低賃金時間額 1,113 円の場合、時給 1,200 円
*アルバイト料は1日あたり 8,800 円、1ヶ月あたり 88,000 円を上限とします。
*出張旅費が必要な場合には、別途担当者宛お申し出下さい。実費払いとなります。
*領収者名は受領ご本人のお名前・ご捺印をお願いいたします。
5. 内部監査で説明できない領収書は、返却してご返金いただくことがありますのでご注意ください。

●●ご不明の点がありましたら事務局へお問合せ願います●●

一般社団法人 日本機械学会 部門担当者宛

電話 (03) 4335-7610